

令和2年7月14日

記者発表

IT企業誘致にかかる人材確保の奨励金を創設

本県では、新たな産業の創出による産業構造の多様化と雇用の拡大を図るため、首都圏等からのIT企業誘致に取り組んでいます。

これまで、企業に対する誘致のインセンティブとして、雇用奨励金や航空運賃補助金等の奨励金制度を設けていましたが、今般、新たに県内のオフィスで勤務する人材を確保するための経費にかかる奨励金を創設しました。

コロナ禍の影響でテレワークが普及し、人が密集した首都圏から地方への移住志向がこれまで以上に高まっています。本奨励金により、地元IT人材の雇用先確保はもちろんのこと、首都圏からのIT人材の移住を後押しします。

(ねらい)

- 充実した奨励金制度で、IT企業誘致を加速。
- 誘致するIT企業が人材確保に力を入れることにより、次のような効果を期待。
 - ・これまで県外に流出していたIT人材が県内で就職。
 - ・コロナ禍により、首都圏から地方への移住を希望するハイクラスIT人材が本県に移住。

【本県の奨励金制度（※試験研究施設、オフィス施設）】

奨励金の種類		算定方法
雇用奨励金		(新規地元雇用者数 + 転入雇用者数) × 30万円 (3年間)
立地奨励金		投下固定資産額等 × 30% ※新規立地に係る投下固定資産額等が1,000万円以上である場合
通信補助金		通信回線使用料 × 50% (3年間)
オフィス賃借補助金		賃借料 × 50% (3年間)
航空運賃補助金 (3年間)	情報関連 事業	南紀白浜空港～東京間 50%又は6,000円/回補助 (※いずれが高い額) 関西国際空港～東京間 3,000円/回補助
	上記以外	南紀白浜空港～東京間 6,000円/回補助
	情報関連 事業	(1) 求人広告費 × 50% (1年間) (2) 人材紹介手数料等 × 50% (1年間) (3) インターネットによる求人情報・求職者情報提供 (人材データベース等) サービスの利用料 × 50% (1年間)
人材確保補助金	情報関連 事業	

創設

*「人材紹介手数料等」とは、職業安定法第30条の規定に基づく許可を受けた有料職業紹介事業者に支払う職業紹介に関する手数料又は報酬等の対価をいう。

担当者	企業立地課 中川、山中
連絡先	073-441-2748